

<p>四 不正の手段により第四条第一項の認定又は第十九条第一項の変更の認定を受けたとき。</p> <p>主務大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。</p>	<p>第二節 外国における特定認証業務の認定</p> <p>第十五條 外国にある事務所により特定認証業務を行おうとする者は、主務大臣の認定を受けることができる。</p> <p>第三項及び第五条から第七条までの規定は前項の認定に、第八条から第十三条までの規定は同項の認定を受けた者（以下「認定外国認証事業者」という。）に準用する。この場合において、同条第二項中「何人も」とあるのは、「認定外国認証事業者は」と読み替えるものとする。</p> <p>主務大臣は、第一項の認定若しくはその更新又は前項において準用する第九条第一項の変更の認定を受けようとする者が外国の法令に基づく認証業務に関する制度で第四条第一項の認定の制度に類するものに基づいて当該外国にある事務所により認証業務を行う者である場合であつて、我が国が当該外国と締結した条約その他国際約束を誠実に履行するために必要があると認めるときは、それらの者に対して、前項において準用する第六条第二項（前項において準用する第七条第二項及び第九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による調査に代えて、主務省令で定める事項を記載した書類の提出をさせることができる。</p> <p>前項の場合において、これらの者から当該書類の提出があつたときは、主務大臣は当該書類を考慮して第一項の認定若しくはその更新又は第二項において準用する第九条第一項の変更の認定のための審査を行わなければならない。（認定の取消し）</p> <p>第十六条 主務大臣は、認定外国認証事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>一 前条第二項において準用する第五条第一号又は第三号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>二 前条第二項において準用する第六条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたとき。</p> <p>三 前項において準用する第九条第一項若しくは第四項、第十一条、第十二条又は第十三条第二項の規定に違反したとき。</p>
---	---

<p>四 不正の手段により前条第一項の認定又は第十九条第二項において準用する第九条第一項の変更の認定を受けたとき。</p> <p>主務大臣が第三十五条第三項において準用する同条第一項の規定により認定外国認証事業者に対し報告をさせようとした場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。</p>	<p>第六章 主務大臣が第三十五条第三項において準用する同条第一項の規定により認定外国認証事業者に対し報告をさせようとした場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。</p> <p>主務大臣が第三十五条第三項において準用する同条第一項の規定によりその職員に認定外国認証事業者の営業所、事務所その他の事業場において検査をさせようとした場合において、その検査を拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又は同項の規定による質問に対して答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。</p> <p>主務大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。</p>
--	--

<p>第四章 指定調査機関等</p> <p>第一節 指定調査機関等</p> <p>第十七条 主務大臣は、その指定する者（以下「指定調査機関」という。）に第六条第二項（第七条第二項、第十五条第二項において準用する場合を含む。）、第九条第三項（第十五条第二項において準用する場合を含む。）及び第十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による調査（次節を除き、以下「調査」といいう。）の全部又は一部を行わせることができる。</p> <p>主務大臣は、前項の規定により指定調査機関に調査の全部又は一部を行わせるときは、当該調査の全部又は一部を行わないものとする。この場合において、主務大臣は、指定調査機関が第四項の規定により通知する調査の結果を考慮して第四条第一項の認定若しくはその更新、第九条第一項、第十五条第二項において準用する場合を含む。）の変更の認定又は第十五条第一項の認定若しくはその更新のための審査を行わなければならぬ。</p> <p>主務大臣が第一項の規定により指定調査機関に調査の全部又は一部を行わせるときは、当該調査の全部又は一部を行わないと認めるときでなければ、その指定をしてはならない。</p> <p>一 調査の業務を適確かつ円滑に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること。</p> <p>二 法人あつては、その役員又は法人の種類に応じて主務省令で定める構成員の構成が調査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。</p> <p>三 調査の業務以外の業務を行つて調査が不正になるおそれがないものであること。</p>	<p>第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。</p> <p>一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者</p> <p>二 第二十九条第一項の規定により指定を取り消され、又は第三十二条第一項の規定により承認を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者</p> <p>三 法人であつて、その業務を行ふ役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの（指定の基準）</p>
---	---

<p>第二十条 主務大臣は、指定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。</p> <p>一 調査の業務を適確かつ円滑に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること。</p> <p>二 法人あつては、その役員又は法人の種類に応じて主務省令で定める構成員の構成が調査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。</p> <p>三 調査の業務以外の業務を行つて調査が不正になるおそれがないものであること。</p>	<p>第二十一条 主務大臣は、指定をしたときは、指定調査機関の名称及び住所並びに調査の業務を行つたときは、遅滞なく、当該調査の結果を主務省令で定めるところにより、主務大臣に通知しなければならない。</p> <p>第二十二条 指定は、五年以上十年以内において、調査を行おうとする者（外国にある事務所により行おうとする者を除く。）の申請により行う。</p> <p>第二十三条 指定調査機関の役員（法人でない指定の更新）</p> <p>主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を主務大臣に届け出なければならない。</p> <p>主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を主務大臣に届け出なければならない。</p> <p>主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を主務大臣に届け出なければならない。</p>
--	---

(処分等に関する経過措置)

第五十七条 この法律の施行前にこの法律による認定等の処分その他の行為は、法令に基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。の規定により従前の国の機関がした認定等の処分その他の行為を含む。

改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により従前の国の機関がした認定等の処分その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした認定等の処分その他の行為とみなす。

1 (施行期日)

この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第五百九条の規定

公布の日

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対しされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手續がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手續がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

第五十八条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の第七条第三項のデジタル庁令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第五十九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六十条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前十三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

号) 抄 附 則 (令和四年六月一七日法律第六八